

太田市地区文化振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区文化の振興を図るための事業（以下「地区文化振興事業」という。）を実施する地区の代表者に対し、当該地区文化振興事業に要する経費の一部について太田市地区文化振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象地区)

第2条 補助金の交付の対象となる地区は、次のとおりとする。

- (1) 太田地区
- (2) 九合地区
- (3) 沢野地区
- (4) 葦川地区
- (5) 鳥之郷地区
- (6) 強戸地区
- (7) 休泊地区
- (8) 宝泉地区
- (9) 毛里田地区

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地区文化振興事業に要する経費のうち、報償費、需用費、役務費、使用料、賃借料その他市長が必要と認めた経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、13万円を上限とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた地区の代表者は、地区文化振興事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた地区の代表者については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。